



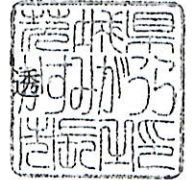
様式第7号（第8条関係）

令和4年か生活指令第74号
令和4年3月31日

一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 稲敷市駒塚1770番地1
氏名 丸吉産業株式会社
代表取締役 吉田敏彦

かすみがうら市長 坪井



令和4年1月24日付けで変更申請のあった一般廃棄物処理業については、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第87号
営業所の所在地	稲敷市駒塚1770番地1
営業所の名称	丸吉産業株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（可燃ごみ）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	かすみがうら市内（霞ヶ浦漁業協同組合）
許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
許可条件	裏面のとおり

※許可の状況

令和4年3月31日 許可

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等、関係法令及び許可申請書に付した誓約書の各事項を遵守すること。
- 2 業務遂行にあたっては、市及び関係機関と調整を図り、市の指示に従うこと。
- 3 許可業務に供する収集運搬車両は次のとおりとし、車検または事故等により当該車両以外の車両を使用する場合は、速やかに届け出ること。

車名	車両番号	最大積載量	車両の形状
・ いすゞ	土浦100 そ 951	3,000kg	キャブオーバ
・ いすゞ	土浦100 は 6315	8,100kg	脱着装置付コンテナ専用車
・ いすゞ	土浦100 は 7589	7,200kg	脱着装置付コンテナ専用車
・ 日野	土浦130 ん 2020	7,900kg	脱着装置付コンテナ専用車

取扱廃棄物の許可品目及び搬入先については下記のとおりとし、また、指定する搬入先の処理能力範囲内で収集運搬を行うこと。

(一般廃棄物)

◎事業系ごみ

- ・ 搬入先
 - ①埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
オリックス資源循環株式会社 に限る
 - ②小美玉市高崎1824番地2
霞台厚生施設組合

- 5 事業計画書のとおり事業を遂行すること。
 - ※ 排出事業者

かすみがうら市田伏地先	霞ヶ浦漁業協同組合 (沖ノ内船溜)
かすみがうら市加茂3385	霞ヶ浦漁業協同組合 (株式会社 出羽屋)
	霞ヶ浦漁業協同組合 (牛渡漁港)
- 6 許可車両を表示すること。また、事業系ごみの収集運搬を行う場合には事業系ごみ専用車である旨を表示すること。
- 7 運搬車については、運搬業務中に荷台から飛散しないよう必要な措置を講じること。
- 8 事故又は紛争等が生じた時は、速やかに報告し、必要な措置を講じること。
- 9 処理業(収集運搬業)に係る一般廃棄物について、種類ごとに帳簿等を整理し、前月の実績を毎月10日までに報告すること。
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3に該当した場合は事業の全部又は一部の停止をすることとする。また、同法第7条の4第1項及び第2項に該当するときは、許可の取消しをすることとする。